

対策区分	対策方針	対策要件の名称	判断条件 対応関係	目的	実施レベル選定の考え方	仕様書記載時の注意事項	実施 レベル	想定脅威	対策の効果	仕様記載例	対策の提案例
AU 不正監視・追跡	AU-1 ログ管理	AU-1-1 ログの蓄積・管理	B or C	不正行為の検知、原因追求を行うため、情報システムのログの収集・蓄積・保管を行うこと。	・ログ管理は、情報システムの利用頻度、不正行為の発生頻度及び侵害発生時の影響を想定し、費用対効果を踏まえた実施レベルを導入することが望ましい。	・ログの保存内容・期間は、情報システムへの不正行為の検知・原因追跡に必要な内容を考慮した期間を【 】の箇所に記載すること。	低位	アクセス記録等のログがないことにより、不正行為の検知、発生原因の特定及び被害内容の把握等が困難になる。また、不正行為に気づかないことで被害のさらなる拡大を招く。	必要な情報をログとして確保することで、不正行為の検知、発生原因の特定及び被害内容の把握等の一助となり、不正行為への対応が可能となる。	情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関する ログを蓄積し、【 】 の期間保管すること。	・サーバ装置のアクセス記録、主体認証のログ、操作ログ及び通信回線装置の通信ログの取得
							中位	アクセス記録等のログが蓄積されているにもかかわらず、ログの管理機能に不足があることで、不正行為に対する対応に遅れや場当たり的な対応が発生し、被害の拡大・長期化を招く。	適切に管理されたログや様々なログを組み合わせた関連分析等により、不正行為を迅速かつ的確に把握することが可能になり、不正行為に対する対応の即時性・的確性が向上することで、被害防止や低減を図れる。	情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、【 】の期間保管するとともに、 不正の検知、原因特定 に有効な管理機能（ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能、様々なログを組み合わせた関連分析に有効な管理機能、等）を備えること。	・ログ管理サーバによるログの一元管理 ・ログの検索、集計、追跡等の分析機能 ・ログ及び分析結果の表示・通知機能 ・外部ログサーバへの出力機能 ・リアルタイムでのログの調査・分析を行うための機能（SIEM）
							高位	（↑ 同様）	（↑ 同様）	（↑ 同様）	（↑ 同様）
	AU-1-2 ログの保護	B or C	不正行為のログに対する改ざんや削除を防止するため、ログの保護を行うこと。	・ログの保護は、本対策区分以外（侵害対策、アクセス/利用制限等）の対策状況を踏まえて、実施レベルを選定するのが望ましい。	（特になし）	（特になし）	低位	情報システムの運用者または管理者による悪意や誤操作によって、ログの改ざんや削除が行われる。	ログにアクセス可能な者を必要最小限に絞ることによって、ログの改ざんや削除が行われる可能性を低減できる。	ログの不正な改ざんや削除を防止するため、 ログにアクセス制御機能 を備えること。	・サーバ装置や通信回線装置のログに対するアクセス制御
							中位	外部記録媒体等に保存したログのアーカイブデータのように、情報システムのアクセス制御外になったログに対し、改ざんや削除が行われる。	情報システムのアクセス制御外になったログのアーカイブデータに対して、改ざんや削除が行われる可能性を低減できる。	ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能と併せて、ログの アーカイブデータの保護 （消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。	・ログのアーカイブデータの暗号化 ・ログの定期的なアーカイブ（ログのローテーション及び圧縮等を含む） ・ログ保存メディアのライトワンス（1回書き込み、追記不可）メディア使用 ・鍵付きロッカーによる保管
							高位	不正アクセスによるログの改ざんや削除が行われる。また、ログ管理装置の障害によって、ログが破壊・消失される。	不正アクセスによるログの改ざんや削除を検知することで、不正行為に対する対応の即時性が向上する。また、装置故障によるログの破壊・消失する可能性を低減でき、ログの信頼性向上も図れる。	ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能及び 消去や改ざんの事実を検出 する機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざんの脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。	・信頼性の高い記録装置の導入、ログ管理装置の冗長化 ・電子署名、タイムスタンプ等によるログの完全性保証 ・改ざん検知システムによるログの監視
	AU-1-3 時刻の正確性確保	-	ログの発生時刻を正確に把握することで正確な分析を行えるため、システム全体の時刻を同期させること。	（特になし）	（特になし）	低位	標準時刻に対し、情報システムのシステム時刻が不正確であったり、各構成機器間のシステム時刻が不整合であることで、ログの内容を正しく解釈できなくなる。	情報システムのシステム時刻を正確かつ整合をとることで、情報システム内部（アクセス制御内）の各種ログ及び、外部保存（アクセス制御外）の各種ログについて、事象及び関係性を正しく解釈でき、正確な分析を行える。	情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を 正確な時刻に同期 する機能を備えること。	・NTPによる時刻同期 ・GPS等の正確な時刻ソースの利用	
						中位	（↑ 同様）	（↑ 同様）	（↑ 同様）		
						高位	（↑ 同様）	（↑ 同様）	（↑ 同様）		
	AU-2 不正監視	AU-2-1 侵入検知	A	外部ネットワークから侵入による情報セキュリティの侵害を防止するため、不正侵入の検知を行うこと。	・高レベルの対策を実施する場合、装置の数に応じて費用が増大するため、費用対効果を踏まえた実施優先度を定めることが望ましい。 ・情報システムの運用者や利用者が多岐に渡り、運用の統制やセキュリティ確保が困難な場合などには、中位レベルでは迅速に対応できない可能性があるため、高レベルの対策が有効に働く場合がある。	（特になし）	低位	通信回線を介した外部からの不正アクセスに気づくことができず、対処が遅れる。	外部からの不正アクセスを検知することで迅速な対処が可能となり、侵入被害を抑制することができる。	不正行為に迅速に対処するため、 通信内容を監視 し、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。	・IDS/IPSによる通信回線上の不正な通信パケットの検知やファイアウォールとの連携による通信制御 ・マルウェアによって発生する不審な通信の検知
							中位	高度な通信の擬装によって通信の監視では不正を検知できず、侵入を許してしまう。	サーバ装置における監視によって、高度な通信の擬装や内部機器を介した攻撃に対しては、不正検知の可能性が高まる。	不正行為に迅速に対処するため、府省庁内外で送受信される通信内容の監視及び サーバ装置のセキュリティ状態の監視 等によって、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。	・IDS/IPSによるサーバ装置等の通信ポートの監視 ・内部ネットワーク内の機器同士における普段は起こりえない通信の監視 ・システムの負荷、リソースの使用状況の監視 ・ユーザ、グループ、システム管理者の追加、変更の有無の監視 ・管理者、ユーザのパスワード漏洩の有無、大量のログオン失敗や、通常とは異なる時間帯やアクセス元IPアドレスからのログインがないかの監視
							高位	サービス不能化を目的とした攻撃の検知が遅れ被害が深刻化し、サービス提供が困難になる。	攻撃の検知の可能性が高まり、早期対応によって被害を抑制できる。	サービスの継続性を確保するため、大量のアクセスや機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の 過負荷状態を検知 する機能を備えること。	・IDS/IPSまたは通信回線装置による異常トラフィックの監視、検知 ・システムの負荷、リソースの使用状況の監視 ・脅威情報の収集、サービス不能攻撃を受ける可能性のCSIRT等への通知
AU-2-2 サービス不能化の検知	A	トラフィック集中によるサービス不能化を検知すること。	・高レベルが求める検知機能の導入は、情報システムが停止した場合の影響度（利用者へのサービス停止が許容可能かどうか等）と、費用対効果を十分に踏まえた上で検討することが望ましい。	（特になし）	低位	サービス不能化を目的とした攻撃の検知が遅れ被害が深刻化し、サービス提供が困難になる。	攻撃の検知の可能性が高まり、早期対応によって被害を抑制できる。	サービスの継続性を確保するため、大量のアクセスや機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の 過負荷状態を検知 する機能を備えること。	・IDS/IPSまたは通信回線装置による異常トラフィックの監視、検知 ・システムの負荷、リソースの使用状況の監視 ・脅威情報の収集、サービス不能攻撃を受ける可能性のCSIRT等への通知		
					中位	（↑ 同様）	（↑ 同様）	（↑ 同様）			
					高位	（↑ 同様）	（↑ 同様）	（↑ 同様）			
AC アクセス・利用制限	AC-1 主体認証	AC-1-1 主体認証	D	許可されていない利用者のアクセスを防止するため、アクセス主体を認証するための機能を備えること。	・主体認証の安全性は、利便性やコストとトレードオフの関係にあるため、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン（平成31年2月25日 各府省情報統括責任者（CIO）連絡会議決定）」を参考にして、合理的に対策要件を決定する。	・仕様書記載例の【 】の箇所に「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」を参考にする等して認証が必要な主体ごとに認証方式の条件を具体的に明記すること。	低位	許可されていない利用者が情報システムにアクセスすることを許してしまう。	正当な利用者のみならず、無許可の利用者のアクセスを禁止できる。	情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体のうち【 】の 認証を行う機能 として、【 】の方式を採用すること。	・識別コード（ID）とパスワードによる主体認証 ・パスワード規則の設定（文字列の長さの規定、文字種の規定等） ・送信又は保存時の主体認証情報の暗号化 ・保存された主体認証情報へのアクセス制限
							中位	他人の主体認証情報（パスワード等）の推測や盗難等によって不正アクセスが行われる。	主体認証情報の推測、盗難等によるリスクを軽減し、主体認証機能の安全性が高まる。	情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体のうち【 】の 認証を行う機能 として、【 】の方式を採用し、 主体認証情報の推測や盗難等のリスクの軽減を行う機能 として、【 】の条件を満たすこと。	・ワンタイムパスワードやFIDO認証による主体認証 ・耐タンパ性を備えたICカード又はUSBトークン認証 ・生体認証（指紋、顔、静脈、虹彩等） ・2つ以上の主体認証方式を用いて認証を行う多要素主体認証方式 ・情報システムの認証履歴の記録と通知 ・指定回数以上の認証失敗時のアクセス拒否 ・大規模な辞書を用いたパスワード解析への耐性（パズルフレーズ等）
							高位	（↑ 同様）	（↑ 同様）	（↑ 同様）	
	AC-2 アカウント管理	AC-2-1 ライフサイクル管理	D	不要なアカウントによる不正な操作等を防止するため、適切に識別コード、認証情報等のライフサイクルを管理すること。	（特になし）	（特になし）	低位	不要アカウントの残存、不正なアカウント登録や変更等が原因で、情報システムに対する不正アクセスが引き起こされる。	厳格なアカウント管理が可能となり、許可されていない利用者によって情報システムが利用される可能性を低減できる。	主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いられない利用者によって情報システムが利用される可能性を低減できる。	・アカウントを一元的に管理する機能 ・識別コード（ID）、主体認証情報の作成、配付機能 ・主体認証情報の変更状況を把握する機能 ・特定の識別コード（ID）による認証を停止する機能
							中位	（↑ 同様）	（↑ 同様）	（↑ 同様）	
							高位	（↑ 同様）	（↑ 同様）	（↑ 同様）	
	AC-2-2 アクセス権管理	E	許可されている情報のみにアクセスできるように、職務等に応じたアクセス権の管理を行うこと。	・情報システムの利用者の職務（情報システムが提供するサービスの内容）が一定である場合には主体認証のみで対応可能であるが、利用者（主体）によってアクセスする情報や利用するサービスが異なる場合には高レベルの対策要件が必要になる。	・本対策要件を調達仕様書に記載する場合には、業務要件の一環として、情報システムのアクセス元となる主体及び主体ごとの業務（アクセス権）の関係を具体的に記載すること。	低位	不要な情報やサービスに誤って又は意図的にアクセスされ、情報漏えいや情報の不正な操作が行われる。	利用者の職務や信用情報に応じて必要最小限のアクセス権を利用者に与えることにより、不正の防止や侵害時の被害を抑制できる。	情報システムの利用範囲を利用者の職務や信用情報に応じて制限するため、情報システムの アクセス権を職務や信用情報に応じて制御する機能 を備えることと、 アクセス権の割り当てを適切に設計 すること。	・利用時間や利用時間帯によるアクセス制御 ・同一IDによる複数アクセスの禁止 ・IPアドレスによる端末の制限 ・ネットワークセグメントの分割によるアクセス制御 ・情報の格付及び取扱制限によるアクセス制御 ・認証・認可の統合管理基盤 ・動的なアクセス制御	
						中位	（↑ 同様）	（↑ 同様）	（↑ 同様）		
						高位	（↑ 同様）	（↑ 同様）	（↑ 同様）		
	AC-2-3 管理者権限の保護	-	管理者権限の悪用による不正行為を防止するため、管理者権限を適切に保護すること。	（特になし）	（特になし）	低位	情報システムの管理者権限が悪用され、通常の利用者ではアクセスできない情報の窃取等の不正行為が行われる。	管理者権限を正当な者に与えて悪用を防止するとともに、管理者権限の内容を必要最小限に絞って被害を抑制できる。	特権を有する管理者による不正を防止するため、 管理者権限を制御 する機能を備えること。	・システムの管理、運用に用いるシステムアカウントを一元的かつ厳格に管理する機能 ・最小限の特権の付与 ・複数名による操作が必要なデュアルロック機能やワークフロー機能の導入	
						中位	（↑ 同様）	（↑ 同様）	（↑ 同様）		
						高位	（↑ 同様）	（↑ 同様）	（↑ 同様）		

対策区分	対策方針	対策要件の名称	判断条件 対応関係	目的	実施レベル選定の考え方	仕様書記載時の注意事項	実施 レベル	想定脅威	対策の効果	仕様記載例	対策の提案例							
SC	サブライ チェーン・リ スク対策	情報システム の構築等の外 部委託におけ る対策	SC-1-1	委託先におい て不正プログラ ム等が組み 込まれること への対策	-	情報システムの構築等 の委託先における従業員 等の情報セキュリティ 管理体制を確認する ことで、不正プログラ ム等が組み込まれた 情報システムが納入さ れないようにする。	(特になし)	・構築する情報システムが機密性の高い情報 を扱わず他の情報システムとも接続しない場 合等、情報漏えいリスク対策に高い水準の要 件を求める必要がない場合は、除外すること も考えられる。	低位 情報システムの構築を受託した事業者の従 業員が、情報システムへの侵入経路（いわ ゆるバックドア）等の不正プログラム等を 開発時に悪意を持って組み込むことによ り、情報システムの稼働開始後に情報シ ステムで取り扱われる情報を窃取する。 再委託をすることにより、再委託先事業者 の従業員等が、情報システムへの侵入経路 （いわゆるバックドア）等の不正プログラ ム等を開発時に悪意を持って組み込むこ とにより、情報システムの稼働開始後に情報 システムで取り扱われる情報を窃取する。	情報システムの構築等の外部委託におい て、構築する情報システムに意図せざる変 更が加えられないための十分な管理体制が 採られている事業者を選定条件とすること で、情報窃取の可能性を低減する。再委託 先にも委託事業者と同様の管理体制を求 めることにより、再委託先からの、情報窃取 の可能性を低減する。	情報システムの構築において、 府省庁が意図しない 変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証す る管理が、一貫した品質保証体制の下でなされてい ること。当該品質保証体制を証明する書類 （例え ば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可 能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ 対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セ キュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、 受 託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。 また、役務内容の一部再委託する場合は、再委託さ れることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリ ティを確保すること。	・委託事業者の資本関係や役員等の情報を含めた基本 情報の提出 ・委託事業の実施場所の提示 ・委託事業者の所属、専門性、実績や国籍情報を含 めた体制図の提示 ・委託先における監査の受け入れの事前合意（契約 時） ・委託先における情報の適正な取扱いのための情報セ キュリティ対策の実施内容及び管理体制 ・再委託先事業者の資本関係や役員等の情報を含めた 基本情報の提出 ・再委託先委託事業の実施場所の提示 ・再委託先委託事業従事者の所属、専門性、実績や国 籍情報を含めた体制図の提示						
													中位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	
													高位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	
		SC-2	機器等の調達 における対策	SC-2-1	調達する機器 等に不正プロ グラム等が組 み込まれるこ とへの対策	-	製造過程における情報 セキュリティ対策を確 認することで、不正プ ログラム等が組み込ま れた機器等が納入され ないようにする。	(特になし)	・機器を調達しない場合、調達する機器が機 密性の高い情報を扱う情報システムに接続し ない場合等、情報漏えいリスク対策に高い水 準の要件を求める必要がない場合は、除外す ることも考えられる。	低位 機器の製造過程において、製造事業者の従 業員が、機器が構成する情報システムへの 侵入経路（いわゆるバックドア）等の不正 プログラム等を悪意を持って組み込むこ とにより、情報システムの稼働開始後に情報 システムで取り扱われる情報を窃取する。	製造機器等に不正な変更が加えられないよ う努めている事業者から機器等を調達す ること、情報窃取の可能性低減することが できる。	機器等の製造工程において、 府省庁が意図しない変 更が加えられないよう適切な措置がとられており、 当該措置を経営的に実施していること。また、当該 措置の実施状況を証明する資料を提出すること。	・製造過程における情報セキュリティ管理体制や管理 手順等が記載された書類の提出					
														中位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)
														高位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)
UP	利用者保護	情報セキュリ ティ水準低下 の防止	UP-1-1	情報セキュリ ティ水準低下 の防止	A	利用者が情報システム によって提供されるア プリケーションプログ ラムやウェブコンテ ンツ等を利用する際に 、利用者の情報セキュ リティ水準の低下を招か ないよう対策を行うこ と。	(特になし)	(特になし)	低位 政府機関が提供するアプリケーションプロ グラムやウェブコンテンツ等を利用するこ とによって、利用者の情報セキュリティ水 準が低下し、不正プログラムへの感染等が 発生する。	利用者の情報セキュリティ水準が維持され ることで、不正プログラム等への感染を防 止することができる。	情報システムの 利用者の情報セキュリティ水準を低 下させない ように配慮した上でアプリケーション プログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。	・実行プログラム形式（拡張子が「.exe」等で終わるも の）でのコンテンツ提供の禁止 ・サポート期限が切れた、又は情報システムの提供期 間中にサポート期限が切れる予定にあるバージョンの OSやソフトウェア等の利用を前提とすることの禁止 ・複数のウェブブラウザで動作するよう設計・構築 ・政府ドメイン名（.go.jpで終わるドメイン名）の利 用						
													中位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	
													高位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	
		UP-2	プライバシー 保護	UP-2-1	プライバシー 保護	A	情報システムの利用者 に関する情報が本人の 意思に反して第三者に 提供されないよう対策 を行うこと。	(特になし)	(特になし)	低位 情報システムにアクセスする利用者のアク セス履歴、入力情報等を当該利用者が意図 しない形で第三者に送信することによっ て、利用者のプライバシーを侵害する。	利用者のアクセス履歴、入力情報等が第三 者に送信されないことで、利用者のプライ バシーを保護することができる。	情報システムにアクセスする 利用者のアクセス履 歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三 者に送信されない ようにすること。	・府省庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアク セスが発生する機能が仕様に対して組み込まれていな いことを検証 ・府省庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアク セスが発生する機能を含める場合は、当該府省庁外へ のアクセスが情報セキュリティ上安全なものであるこ とを検証 ・本来のサービス提供に必要なない府省庁外へのアク セスを自動的に発生させる機能の禁止					
														中位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)
														高位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)

【目的】

- ・対策要件を満たす対策を実施することの目的

【実施レベル選定の考え方】

- ・中位レベル及び高位レベルの対策要件があり得る場合の選定の考え方

【仕様記載時の注意事項】

- ・調達する情報システムの特性に応じて調達仕様書の記載内容を具体化するべき事項

【想定脅威】

- ・対策要件の各実施レベルにおいて想定され解決を試みようとする脅威の内容

【対策の効果】

- ・各実施レベルの対策要件に対応する対策を実施した場合に得られる効果

【仕様書記載例】

- ・各実施レベルの対策要件に対応する仕様書の記載例

【対策の提案例】

- ・各実施レベルの対策要件に対して想定される一般的な対策の提案例（実現例）
- ・実施レベル毎に提案例を記載しているが、上位の実施レベルを選択する場合は、同一対策要件の下位の提案例も参照すること。

※対策は「想定する脅威の具体的な内容」等に強く依存するため、対策の提案例をレベル分けせずに低位に一括記載している場合がある。

【備考】

- ・本対策要件集は、オンプレミスの情報システムを調達する際に活用することを想定しているが、クラウドサービスを調達する際にも活用することは可能である。
- ・なお、クラウドサービスを調達する際は、本対策要件集に記載の内容の他にもクラウドサービス提供者へ求めるサービスレベル等の要件も考慮する必要がある。